

静岡県薬第 441 号
令和 4 年 9 月 27 日

各地域薬剤師会会長 様

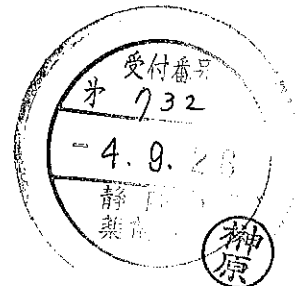
公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 石川 幸伸

令和 4 年台風第 14 号に伴う災害の被災者に係る
被保険者証等の提示等および公費負担医療の取扱いについて

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和 4 年 9 月 20 日付け日薬業発第 222 号）
のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023/FAX：054-203-2028
E-mail：maki@shizuyaku.or.jp





日 薬 業 発 第 222 号
令 和 4 年 9 月 20 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和4年台風第14号に伴う災害の被災者に係る
被保険者証等の提示等および公費負担医療の取扱いについて

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課および同健康局総務課ほかより下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件は、令和4年台風第14号に伴う災害（令和4年9月17日、災害救助法適用）の被災に伴い、受診時の被保険者証等の取扱いおよび公費負担医療の取扱いが示されたことに関するものです。

今回の被災により、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難している場合であっても、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）のほか、被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の場合は住所（国保組合の場合には、これに加えて組合名）を申し立てることで受診できます。また、公費負担医療の請求の取り扱いについても示されています。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 令和4年台風第14号による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について
（令和4年9月18日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課）
2. 令和4年台風第14号による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて
（令和4年9月18日付け事務連絡、厚生労働省健康局総務課ほか）
3. 令和4年台風第14号に伴う災害救助法第2条第2項による災害救助法の適用について【第7報】（令和4年9月18日、内閣府）

以上



事務連絡
令和4年9月18日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和4年台風第14号による災害の被災者に
係る被保険者証等の提示等について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

<抄>

事務連絡
令和4年9月18日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

令和4年台風第14号に伴う災害の被災者に
係る被保険者証等の提示等について

令和4年台風第14号による災害の被災に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合又は後期高齢者医療制度の被保険者については、これらに加えて、組合名）を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別途事務連絡が発出されるものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

※別添省略

事務連絡
令和4年9月18日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康局

総務課
がん・疾病対策課
結核感染症課
難病対策課

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保護課
援護企画課
援護・業務課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

令和4年台風第14号に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて

健康行政、社会福祉行政及び援護行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

今般、令和4年台風第14号に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて、別添のとおり都道府県民生・衛生主管部（局）宛て通知いたしましたのでご連絡いたします。

貴団体におかれましても関係者への周知をお図りいただき、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和4年9月18日

都道府県民生・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局

総務課
がん・疾病対策課
結核感染症課
難病対策課

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保護課
援護企画課
援護・業務課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

令和4年台風第14号に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて

健康行政、社会福祉行政及び援護行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

標記災害による被災に伴い、関連書類等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していること等により、公費負担医療を受けるために必要な手続をとることができない方がいらっしゃる場合も考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、各制度について、当面別紙1のとおり、被災者健康手帳や患者票等がなくとも、①別紙の各制度の対象者であることを申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できるものとし、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いといたします。また、当該被災者に係る公費負担医療の請求等の取扱いについては、別紙2のとおり取り扱われるようお願いいたします。

なお、（公社）日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行う予定であることを申し添えます。

また、被保険者証等を保険医療機関に提示できない場合の取扱いについては、当省保険医療担当部局から、別添のとおり事務連絡「令和4年台風第14号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」が発出されていることを併せて申し添えます。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

被爆者健康手帳（認定疾病の場合においては認定書及び被爆者健康手帳）の提出ができない場合においても、医療機関において、被爆者健康手帳の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、毒ガス障害者救済対策事業の医療手帳が提出できない場合についても同様とする。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療に係る患者票の提出ができない場合においても、医療機関において、患者票の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律

特定医療費の支給認定を受けた指定難病の患者が医療受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定医療機関と当該医療受給者証に記載する指定医療機関の名称が異なる場合においても受診できるものとし、さらに、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(4) 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(5) 肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝炎治療特別促進事業の受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証又は参加者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の指定医療機関等以外の医療機関でも受診できるものとする。

(6) 児童福祉法

- ① 療育券の提出ができない場合においても、医療機関において療育券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

- ② 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた医療費支給認定保護者が、医療受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(7) 母子保健法

養育医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、養育医療券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(8) 生活保護法

医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、被保護者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び福祉事務所名を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

本人確認証の提出ができない場合においても、医療機関において、被支援者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び支援給付の実施機関名を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(10) 戦傷病者特別援護法

療養券の提出ができない場合においても、医療機関において、療養券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、医療機関において自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を

確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- ① 医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、可能な限り「認定疾病医療」（法第10条関係）若しくは「一般疾病医療」（法第18条関係）であったかを特定すること。
- ② ①により特定ができた場合は、診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「18」、一般疾病医療費「19」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求すること。
なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。
- ③ 特定できない場合は、当該患者の明細書については、上部左上空欄に赤色で原爆と表示するとともに、摘要欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求することとする。

(2) 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局被爆者支援課（電話番号082-513-3109）、福岡県福祉労働部保護・援護課（電話番号092-643-3301）又は神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課（電話番号045-210-4907）に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて関係県に請求すること。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「10」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律

医療機関等は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担番号に含まれる2桁の法別番号（難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療「5

4) を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（5）特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（6）肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費の支給「38」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（7）児童福祉法

① 医療機関等は、児童福祉法第20条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（児童福祉法による療育の給付「17」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

② 医療機関等は、児童福祉法第19条の2の小児慢性特定疾病医療支援の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援「52」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で当該小児慢性特定疾病医療

支援の対象疾病名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（8）母子保健法

医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（母子保健法による養育医療「23」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（9）生活保護法

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（生活保護法による医療扶助「12」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（10）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項に規定する医療支援給付「25」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（11）戦傷病者特別援護法

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の

当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取り扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（戦傷病者特別援護法による療養の給付「13」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

医療機関等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第24項に規定する自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

※1 なお、明細書については電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

※2 電子レセプトにより請求する場合においては、以下の点を参考にすること。

①公費負担者番号が確認できない場合には、「法別2桁+888888（6桁）」を記録し、併せて摘要欄の先頭に「住所」を記録すること。

また、受給者番号が確認できない場合においては、「9999999（7桁）」を記録すること。

②公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、「999999（7桁）」を記録し、摘要欄の先頭に「不詳」を記録すること。

※3 「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（平成25年1月24日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において「赤色で災2と記載する」とされているものについては、公費負担者番号及び公費受給者番号を記載し、レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、摘要欄の先頭に「災2」を記録すること。



9月18日16時00分公表

令和4年9月18日
内閣府（防災担当）

令和4年台風第14号に伴う災害救助法第2条第2項による 災害救助法の適用について【第7報】

1. 災害が発生するおそれの概要

令和4年台風第14号に伴う災害が発生するおそれがあり、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部が設置され、同法により告示された所管区域内の市町村において、災害により被害を受けるおそれが生じていることから、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県は286市町村に災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	山口県	13	6	0	19
2	高知県	11	17	6	34
3	福岡県	29	29	2	60
4	佐賀県	10	10	0	20
5	長崎県	13	8	0	21
6	熊本県	14	23	8	45
7	大分県	14	3	1	18
8	宮崎県	9	14	3	26
9	鹿児島県	19	20	4	43
	9県合計	132	130	24	286

<p><u>安芸市</u> (あきし)</p> <p><u>南國市</u> (なんこくし)</p> <p><u>土佐市</u> (とさし)</p> <p><u>須崎市</u> (すさきし)</p> <p><u>宿毛市</u> (すくもし)</p> <p><u>土佐清水市</u> (とさしみずし)</p> <p><u>四万十市</u> (しまんとし)</p> <p><u>香南市</u> (こうなんし)</p> <p><u>香美市</u> (かみし)</p> <p><u>安芸郡東洋町</u> (あきぐんとうようちょう)</p> <p><u>安芸郡奈半利町</u> (あきぐんなはりちょう)</p> <p><u>安芸郡田野町</u> (あきぐんたのちょう)</p> <p><u>安芸郡安田町</u> (あきぐんやすだちょう)</p> <p><u>安芸郡北川村</u> (あきぐんきたがわむら)</p> <p><u>安芸郡馬路村</u> (あきぐんうまじむら)</p> <p><u>安芸郡芸西村</u> (あきぐんげいせいむら)</p> <p><u>長岡郡本山町</u> (ながおかぐんもとやまちょう)</p> <p><u>長岡郡大豊町</u> (ながおかぐんおおとよちょう)</p> <p><u>土佐郡土佐町</u> (とさぐんとさちょう)</p> <p><u>土佐郡大川村</u> (とさぐんおおかわむら)</p> <p><u>吾川郡いの町</u> (あがわぐんいのちょう)</p> <p><u>吾川郡仁淀川町</u> (あがわぐんによどがわちょう)</p> <p><u>高岡郡中土佐町</u> (たかおかぐんなかとさちょう)</p> <p><u>高岡郡佐川町</u> (たかおかぐんさかわちょう)</p> <p><u>高岡郡越知町</u> (たかおかぐんおちちょう)</p> <p><u>高岡郡椿原町</u> (たかおかぐんゆずはらちょう)</p>		
--	--	--

<p>高岡郡日高村 (たかおかくんひだかむら)</p> <p>高岡郡津野町 (たかおかくんつのちょう)</p> <p>高岡郡四万十町 (たかおかくんしまんとちょう)</p> <p>幡多郡大月町 (はたぐんおおつきちょう)</p> <p>幡多郡三原村 (はたぐんみはらむら)</p> <p>幡多郡黒潮町 (はたぐんくろしおちょう)</p> <p>【福岡県】</p> <p>北九州市（救助実施市） (きたきゅうしゅうし)</p> <p>福岡市（救助実施市） (ふくおかし)</p> <p>大牟田市 (おおむたし)</p> <p>久留米市 (くるめし)</p> <p>直方市 (のいがたし)</p> <p>飯塚市 (いづかし)</p> <p>田川市 (たがわし)</p> <p>柳川市 (やながわし)</p> <p>八女市 (やめし)</p> <p>筑後市 (ちくごし)</p> <p>大川市 (おおかわし)</p> <p>行橋市 (ゆくはしし)</p> <p>豊前市 (ぶぜんし)</p> <p>中間市 (なかまし)</p> <p>小郡市 (おごおりし)</p> <p>筑紫野市 (ちくしのし)</p> <p>春日市 (かすがし)</p> <p>大野城市 (おおのじょうし)</p> <p>宗像市 (むなかたし)</p>	<p>9月18日</p>	<p>令和4年台風第14号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。</p>
---	--------------	---

<p> 太宰府市 (だざいふし) 古賀市 (こがし) 福津市 (ふくつし) うきは市 (うきはし) 宮若市 (みやわかし) 嘉麻市 (かまし) 朝倉市 (あさくらし) みやま市 (みやまし) 糸島市 (いとしまし) 那珂川市 (なかがわし) 糟屋郡宇美町 (かすやぐんうみまち) 糟屋郡篠栗町 (かすやぐんささぐりまち) 糟屋郡志免町 (かすやぐんしめまち) 糟屋郡須恵町 (かすやぐんすえまち) 糟屋郡新宮町 (かすやぐんしんぐうまち) 糟屋郡久山町 (かすやぐんひさやままち) 糟屋郡粕屋町 (かすやぐんかすやまち) 遠賀郡芦屋町 (おんがぐんあしやまち) 遠賀郡水巻町 (おんがぐんみずまきまち) 遠賀郡岡垣町 (おんがぐんおかがきまち) 遠賀郡遠賀町 (おんがぐんおんがちょう) 鞍手郡小竹町 (くらてぐんこたけまち) 鞍手郡鞍手町 (くらてぐんくらてまち) 嘉穂郡桂川町 (かほぐんけいせんまち) 朝倉郡筑前町 (あさくらぐんちくぜんまち) 朝倉郡東峰村 (あさくらぐんとうほうむら) </p>		
---	--	--

<p>三井郡大刀洗町 (みいぐんたちあらいまち) 三猶郡大木町 (みづまぐんおおきまち) 八女郡広川町 (やめぐんひろかわまち) 田川郡香春町 (たがわぐんかわらまち) 田川郡添田町 (たがわぐんそえだまち) 田川郡糸田町 (たがわぐんいとだまち) 田川郡川崎町 (たがわぐんかわさきまち) 田川郡大任町 (たがわぐんおおとうまち) 田川郡赤村 (たがわぐんあかむら) 田川郡福智町 (たがわぐんふくちまち) 京都郡苅田町 (みやこぐんかんだまち) 京都郡みやこ町 (みやこぐんみやこまち) 築上郡吉富町 (ちくじょうぐんよしとみまち) 築上郡上毛町 (ちくじょうぐんこうげまち) 築上郡築上町 (ちくじょうぐんちくじょうまち)</p>		
<p>【佐賀県】 佐賀市 (さがし) 唐津市 (からつし) 鳥栖市 (とすし) 多久市 (たくし) 伊万里市 (いまりし) 武雄市 (たけおし) 鹿島市 (かしまし) 小城市 (おぎし) 嬉野市 (うれしのし) 神埼市 (かんだぎし)</p>	<p>9月18日</p>	<p>令和4年台風第14号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。</p>

<p>神埼郡吉野ヶ里町 (かんだぎくんよしのがりちよう) 三養基郡基山町 (みやきぐんきやまちよう) 三養基郡上峰町 (みやきぐんかみみねちよう) 三養基郡みやき町 (みやきぐんみやきちよう) 東松浦郡玄海町 (ひがしまつうらくんげんかいちよう) 西松浦郡有田町 (にしまつうらくんありたちよう) 杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちよう) 杵島郡江北町 (きしまぐんこうほくまち) 杵島郡白石町 (きしまぐんしろいしちよう) 藤津郡太良町 (ふじつぐんたらちよう)</p>	<p>9月18日</p>	<p>令和4年台風第14号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。</p>
<p>【長崎県】 長崎市 (ながさきし) 佐世保市 (させほし) 島原市 (しまばらし) 諫早市 (いさはやし) 大村市 (おおむらし) 平戸市 (ひらどし) 松浦市 (まつうらし) 対馬市 (つしまし) 壱岐市 (いきし) 五島市 (ごとうし) 西海市 (さいかいし) 雲仙市 (うんぜんし) 南島原市 (みなみしまばらし) 西彼杵郡長与町 (にしそのぎくんながよちよう) 西彼杵郡時津町 (にしそのぎくんとぎつちよう)</p>		

<p>東彼杵郡東彼杵町 (ひがしそのぎぐんひがしそのぎちよう) 東彼杵郡川棚町 (ひがしそのぎぐんかわたなちよう) 東彼杵郡波佐見町 (ひがしそのぎぐんはさみちよう) 北松浦郡小値賀町 (きたまつうらぐんおぢかちよう) 北松浦郡佐々町 (きたまつうらぐんさざちよう) 南松浦郡新上五島町 (みなまつうらぐんしんかみごとうちよう)</p>		
<p>【熊本県】 熊本市（救助実施市） (くまもとし) 八代市 (やつしろし) 人吉市 (ひとよしし) 荒尾市 (あらおし) 水俣市 (みなまたし) 玉名市 (たまなし) 山鹿市 (やまがし) 菊池市 (きくちし) 宇土市 (うとし) 上天草市 (かみあまくさし) 宇城市 (うきし) 阿蘇市 (あそし) 天草市 (あまくさし) 合志市 (こうしし) 下益城郡美里町 (しもましきぐんみさとまち) 玉名郡玉東町 (たまなぐんぎよくとうまち) 玉名郡南関町 (たまなぐんなんかんまち) 玉名郡長洲町 (たまなぐんながすまち) 玉名郡和水町 (たまなぐんなごみまち)</p>	<p>9月18日</p>	<p>令和4年台風第14号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。</p>

<p>菊池郡大津町 (きくちぐんおおつまち)</p> <p>菊池郡菊陽町 (きくちぐんきくようまち)</p> <p>阿蘇郡南小国町 (あそぐんみなみおぐにまち)</p> <p>阿蘇郡小国町 (あそぐんおぐにまち)</p> <p>阿蘇郡産山村 (あそぐんうぶやまむら)</p> <p>阿蘇郡高森町 (あそぐんたかもりまち)</p> <p>阿蘇郡西原村 (あそぐんにしはらむら)</p> <p>阿蘇郡南阿蘇村 (あそぐんみなみあそむら)</p> <p>上益城郡御船町 (かみましきぐんみふねまち)</p> <p>上益城郡嘉島町 (かみましきぐんかしままち)</p> <p>上益城郡益城町 (かみましきぐんましきまち)</p> <p>上益城郡甲佐町 (かみましきぐんこうさまち)</p> <p>上益城郡山都町 (かみましきぐんやまとちよう)</p> <p>八代郡氷川町 (やつしろぐんひかわちよう)</p> <p>葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち)</p> <p>葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち)</p> <p>球磨郡錦町 (くまぐんにしきまち)</p> <p>球磨郡多良木町 (くまぐんたらぎまち)</p> <p>球磨郡湯前町 (くまぐんゆのまえまち)</p> <p>球磨郡水上村 (くまぐんみずかみむら)</p> <p>球磨郡相良村 (くまぐんさがらむら)</p> <p>球磨郡五木村 (くまぐんいつきむら)</p> <p>球磨郡山江村 (くまぐんやまえむら)</p> <p>球磨郡球磨村 (くまぐんくまむら)</p> <p>球磨郡あさぎり町 (くまぐんあさぎりちよう)</p> <p>天草郡葦北町 (あまくさぐんれいほくまち)</p>		
--	--	--

<p>【大分県】 大分市 (おおいし) 別府市 (べつふし) 中津市 (なかつし) 日田市 (ひたし) 佐伯市 (さいきし) 臼杵市 (うすきし) 津久見市 (つくみし) 竹田市 (たけたし) 豊後高田市 (ぶんごたかだし) 杵築市 (きつきし) 宇佐市 (うさし) 豊後大野市 (ぶんごおのし) 由布市 (ゆふし) 国東市 (くにさきし) 東国東郡姫島村 (ひがしくにさきぐんひめしまむら) 速見郡日出町 (はやみぐんひじまち) 玖珠郡九重町 (くすぐんこのえまち) 玖珠郡玖珠町 (くすぐんくすまち)</p>	<p>9月18日</p>	<p>令和4年台風第14号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。</p>
<p>【宮崎県】 宮崎市 (みやざきし) 都城市 (みやこのじょうし) 延岡市 (のべおかし)</p>	<p>9月18日</p>	<p>令和4年台風第14号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。</p>

<p>日南市 (にちなんし) 小林市 (こばやしし) 日向市 (ひゅうがし) 串間市 (くしまし) 西都市 (さいとし) えびの市 (えびのし) 北諸県郡三股町 (きたもろかたぐんみまたちよう) 西諸県郡高原町 (にしもろかたぐんたかはるちよう) 東諸県郡国富町 (ひがしもろかたぐんくにとみちよう) 東諸県郡綾町 (ひがしもろかたぐんあやちよう) 児湯郡高鍋町 (こゆぐんたかなべちよう) 児湯郡新富町 (こゆぐんしんとみちよう) 児湯郡西米良村 (こゆぐんにしめらそん) 児湯郡木城町 (こゆぐんきじょうちよう) 児湯郡川南町 (こゆぐんかわみなみちよう) 児湯郡都農町 (こゆぐんつのちよう) 東臼杵郡門川町 (ひがしうすきぐんかどがわちよう) 東臼杵郡踏塚村 (ひがしうすきぐんもろつかそん) 東臼杵郡椎葉村 (ひがしうすきぐんしいばそん) 東臼杵郡美郷町 (ひがしうすきぐんみさとちよう) 西臼杵郡高千穂町 (にしうすきぐんたかちほちよう) 西臼杵郡日之影町 (にしうすきぐんひのかげちよう) 西臼杵郡五ヶ瀬町 (にしうすきぐんごかせちよう)</p>		
<p>【鹿児島県】 鹿児島市 (かごしまし)</p>	<p>9月17日</p>	<p>令和4年台風第14号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。</p>

<p>鹿屋市 (かのやし)</p> <p>枕崎市 (まくらざきし)</p> <p>阿久根市 (あくねし)</p> <p>出水市 (いずみし)</p> <p>指宿市 (いぶすきし)</p> <p>西之表市 (にしのおもてし)</p> <p>垂水市 (たるみずし)</p> <p>薩摩川内市 (さつませんだいし)</p> <p>日置市 (ひおきし)</p> <p>曾於市 (そおし)</p> <p>霧島市 (きりしまし)</p> <p>いちき串木野市 (いちきくしきのし)</p> <p>南さつま市 (みなみさつまし)</p> <p>志布志市 (しぶしし)</p> <p>奄美市 (あまみし)</p> <p>南九州市 (みなみきゅうしゅうし)</p> <p>伊佐市 (いさし)</p> <p>始良市 (あいらし)</p> <p>鹿児島郡三島村 (かごしまぐんみしまむら)</p> <p>鹿児島郡十島村 (かごしまぐんとしまむら)</p> <p>薩摩郡さつま町 (さつまぐんさつまちょう)</p> <p>出水郡長島町 (いずみぐんながしまちょう)</p> <p>始良郡湧水町 (あいらぐんゆうすいちょう)</p>		
---	--	--

<p>曾於郡大崎町 (そおぐんおおさきちょう)</p> <p>肝属郡東串良町 (きもつきぐんひがしくしらちょう)</p> <p>肝属郡錦江町 (きもつきぐんきんこうちょう)</p> <p>肝属郡南大隅町 (きもつきぐんみなみおおすみちょう)</p> <p>肝属郡肝付町 (きもつきぐんきもつきちょう)</p> <p>熊毛郡中種子町 (くまげぐんなかたねちょう)</p> <p>熊毛郡南種子町 (くまげぐんみなみたねちょう)</p> <p>熊毛郡屋久島町 (くまげぐんやくしまちょう)</p> <p>大島郡大和村 (おおしまぐんやまとそん)</p> <p>大島郡宇検村 (おおしまぐんうけんそん)</p> <p>大島郡瀬戸内町 (おおしまぐんせとうちちょう)</p> <p>大島郡龍郷町 (おおしまぐんたつごうちょう)</p> <p>大島郡喜界町 (おおしまぐんきかいちょう)</p> <p>大島郡徳之島町 (おおしまぐんとくのしまちょう)</p> <p>大島郡天城町 (おおしまぐんあまぎちょう)</p> <p>大島郡伊仙町 (おおしまぐんいせんちょう)</p> <p>大島郡和泊町 (おおしまぐんわどまりちょう)</p> <p>大島郡知名町 (おおしまぐんちなちょう)</p> <p>大島郡与論町 (おおしまぐんよろんちょう)</p>		
---	--	--

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

阿部、安東、齋藤、高橋、富田、佐々木

TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。

■ 災害が発生した場合の対応

災害予防

災害

応急救助（災害救助法）

復旧・復興

（被災者生活再建支援法、災害弔慰金法など）

■ 災害が発生するおそれがある場合の対応

災害予防

おそれの
大規模な
災害

国の災害
対策本部
が設置

おそれ段階の応急救助
（災害救助法）

災害

応急救助
（災害救助法）

復旧・復興

（被災者生活再建支援法、
災害弔慰金法など）

1 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。（法第2条第2項）
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体（基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体（法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体（法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可（法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

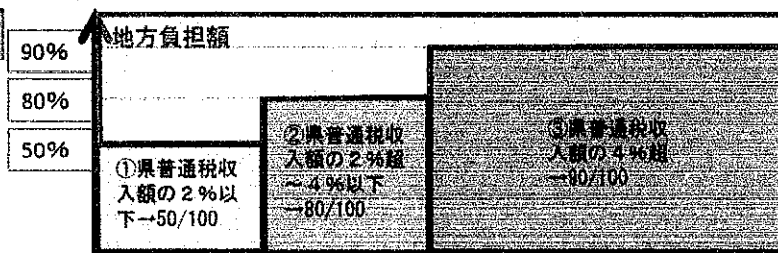
2 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(9) 学用品の給与（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(10) 埋葬（S22～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(11) 死体の捜索・処理（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(8) 住宅の応急修理（S28～）	(12) 障害物の除去（S34～）

○ 一般基準：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）

○ 特別基準：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

3 国庫負担



例：普通徴収収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円